

## 府中市中小企業等経営持続支援事業要項

- ◇目的 新型コロナウイルス感染拡大の影響をとくに受けている市内事業者に対して、事業継続を後押しするために事業全般に係る必要経費に使える給付金を支給することを目的とする。
- ◇申請期間 令和2年6月8日(月)9時00分～令和3年3月15日(月)16時00分まで  
※郵送は期間必着
- ◇給付内容 一律定額 法人 40万円 個人事業主 20万円  
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することは出来ません
- ◇給付日 申請受付から2週間程度  
※内容に不備が無い場合、給付決定通知を発送し指定口座に振込致します。  
また、通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。
- ◇給付要件
- ・ 国の持続化給付金の満額受給者であること  
(法人 200万円、個人事業主 100万円)
  - ・ 府中市内で事業を行う法人・個人企業であること又は法人登記している事業主
  - ・ 府中市に住所を有する個人事業主
  - ・ 中小企業・小規模事業者であること (※注意：国の持続化給付金対象と相違があります)
- ※要件上の中小企業の定義 (中小企業基本法より)

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 製造・建設業その他 | ：資本金 3 億円以下従業員 300 人以下     |
| 卸売業       | ：資本金 1 億円以下従業員 100 人以下     |
| 小売業       | ：資本金 5,000 万円以下従業員 50 人以下  |
| サービス業     | ：資本金 5,000 万円以下従業員 100 人以下 |
- ・ 暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの
  - ・ 2020年6月8日時点かつ申請時点で府中市内に事業所または住所(個人事業主)を有している方
- ◇不正受給時の対応  
提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。  
調査の結果によって不正受給と判断された場合、給付金の取り消し、返還請求等を行います。
- ◇申請方法 基本は必要申請書類を会議所に郵送、直接窓口提出も可
- ◇申請書入手方法 ①会議所 HP たまごネットからダウンロード  
②会議所で配布  
③市役所および市内文化センター
- ◇郵送先 〒183-0006 府中市緑町 3-5-2  
むさし府中商工会議所 「府中市中小企業等経営持続支援給付金係」宛
- ◇申請書類 ①府中市中小企業等経営持続支援給付金申請書  
②持続化給付金の給付通知書写し  
③給付金振込先通帳見開き 1 枚目の写し (振込先口座番号)

裏面に続く

#### 法人の場合

- ④履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤本店登記が市外で支店を市内に有する場合、市内事業所所在証明書いずれか1枚の写し  
（例：営業許可証、公共料金明細書等）

#### 個人事業主の場合

- ④市内事業所所在証明書のいずれかの写し
  - （例）●代表者が市内在住の場合  
開業届、確定申告書、公共料金明細書いずれか1枚の写し
  - 代表者が市外在住で市内に店舗がある場合  
確定申告書の写し+公共料金明細書等市内に店舗があることが分かる書類1枚の写し